

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめに関する意見  
(2017年3月29日提出)

一般社団法人日本映像ソフト協会

1. はじめに

当協会は、2015年に御庁が実施された「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に対し、「柔軟性の高い権利制限規定」導入には、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性等の点で問題があり導入すべきではない旨の意見を提出し、併せて、立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性について慎重な検討を要望いたしました。

「本中間まとめ」では、第1層について「柔軟性の高い権利制限規定」を導入することとしており、上記当協会の意見の第1は退けられています。

しかし、「本中間まとめ」は、(1)柔軟な権利制限規定を設けた場合の影響等についての詳細な調査結果を踏まえ慎重な検討を経た結論であること、(2)当協会が要望いたしました立法目的の正当性、手段の相当性及び条約適合性についても慎重に検討していただいたこと、(3)著作物の通常の利用を妨げることがなく権利者の利益を不当に害することがないよう慎重にご配慮いただいていること、等、上記当協会意見で要望いたしました他の事項につきましては、ご配慮をいただいたものと認識しています。多様な意見が主張された中、様々な論点を丁寧にご審議いただきましたことに対し御礼申し上げます。

立法化に際しては、「本中間まとめ」に示された権利制限の範囲を超えることのないよう変わらぬご配慮を要望いたします。

2. 権利者等の正当な権利保護について

権利制限規定の柔軟性は、ある著作物の利用行為がその規定に該当する方向に柔軟性があるだけでなく、該当しない方向にも柔軟性がなければなりません。「道しるべ」としての著作物の表示は表示される著作物の量が少量であることが必要条件ですが、たとえ表示される量が少量でもそれが映画の核心部分である場合等は軽微な利用とはいえません。

「本中間まとめ」49頁で「事案ごとに権利者に及び得る不利益の度合いに応じて対応がなされるような制度設計を行うべき」とした緻密な利益較量は、立法化においても実現されることを要望いたします。

また、「本中間まとめ」51頁では、WTが実施したヒアリングで将来の取材活動が制約されることへの懸念や人権やプライバシーの問題等の指摘があったことを記しています。そして、「本中間まとめ」では「権利制限規定の整備によって、パブリシティ権を含む肖像権やプライバシー権など、著作権法上の保護を受ける権利以外の権利の侵害が認められることとなるものと解してはならない。」と述べています。

これらの記述を受けて、52頁では「当該規定の整備前と同様に、これらの権利を適切に

保護することに留意する必要がある。」と結んでいます。

「本中間まとめ」46 頁では、「社会に新たな知見や情報をもたらす、付加価値を創出する」点に権利制限の正当化根拠があるとしています。肖像権やプライバシー権等、個人の尊厳に関わるこれらの権利は、社会全体の利益に劣後するものではありませんので、「本中間まとめ」51 頁から 52 頁の指摘はまさに正鵠を得た重要な視点だと考えます。著作権だけでなく幅広い視点から提言をおまとめいただきましたことに、心より敬意を表するものです。

ところで、国立国会図書館納本制度調査会の平成 11 年 2 月 22 日付「答申 21 世紀を展望した我が国の納本制度の在り方 ―電子出版物を中心に―」も著作物の収集と著作権以外の権利との関係について、幅広い視野と深い知見に基づいて論じています。

その 11 頁では、著作権者の意思に反する著作物の収集について、「人格権との関係で問題となることもあり得よう。」と「本中間まとめ」の上記視点と同旨の問題点を指摘しています。この納本制度調査会の答申では、加えて、言論活動に対する萎縮効果を生じさせる懸念が指摘されているところです。

「本中間まとめ」の提言は、新たな知見や情報をもたらすこと等を目的としているのですから、言論活動に対する萎縮効果を生じさせてしまつては本末転倒となってしまいます。

したがって、「本中間まとめ」の提言に基づく第 1 層、第 2 層の制度設計にあたっては、肖像権やプライバシー権等の権利が保護され、言論活動に対する萎縮効果を生じさせないよう、慎重なご配慮を要望いたします。

### 3. メディア変換サービスについて

#### (1) 問題の所在

「本中間まとめ」32 頁では、2015 年の意見募集において提出されたもののうち「正当化根拠の説明が困難と思われる事例としては、個人又は非営利目的での利用に関するもの、教育目的での利用に関するもののほか、営利目的のものも複数存在する（69 ページ）」と記されています。ここで「69 ページ」というのは、平成 29 年 2 月付「著作権法における権利制限規定の柔軟性が及ぼす効果と影響等に関する調査研究報告書」（青山社中株式会社）のページを示しています。この報告書は 68 頁以降に「柔軟な権利制限規定を創設した場合の影響」の分析を記述しており、「著作権者の利益を不当に害する可能性がある利用が増加する場合」を「負の効果を生じる可能性がある利用形態」として、69 頁に記しています。その中には、「個人向け録画視聴サービスを合法化する」「電子化されていない書籍の電子化について、業者に代行させられるようにする」等の営利目的の複製が掲げられていますので、本中間まとめでは、メディア変換サービスは「正当化根拠の説明が困難と思われる事例」と位置づけられているようにも思われます。

他方、「本中間まとめ」66 頁では、メディア変換サービスを「順次検討を行うことが適当である。」としていることは、ややわかりにくいように思われます。

とはいえ、今後検討されるということですので、メディア変換サービスについての当

協会の意見を以下に申し述べます。

## (2) 比較法的検討

### ア. アメリカ

メディア変換サービスについては「柔軟性の高い権利制限規定」を有する米国においても権利制限の対象となっていないと思われます。

ベータマックス訴訟連邦最高裁判決は、放送番組を後で視聴するために録画して1度視聴したら消去する使用“**the practice of recording a program to view it once at a later time, and thereafter erasing it.**”を「タイムシフト」と位置づけ、(1)スポーツ番組等の著作権者がタイムシフトに異議がないと証言したこと、(2)ユニバーサル社がタイムシフトのための利用による将来損害が生じる可能性を立証できなかったこと、からタイムシフトをフェアユースに該当するとしました。

しかし、この判決では、「もしベータマックスが商業的又は営利的目的でコピーを作るために使われたならば、そのような利用はアンフェアと推定される。」(“**If the Betamax were used to make copies for a commercial or profitmaking purpose, such use would presumptively be unfair.**”)としています(“**IV B Unauthorized Time-Shifting**”の第2パラグラフ)。

この判旨からすれば、商業的利用であるメディア変換サービスによるVHSからDVDやBDへの複製がフェアユースとして許容されるとは考え難いところです。しかも、これらの利用は非変容の利用ですのでなおさらです。

### イ. イギリス

柔軟性のある権利制限規定を有するとされるイギリスでも、メディア変換サービスが許容されてはいないと思われます。

28条のB第1項では、「個人による著作物の複製物の作成は、コンピュータプログラムを除き、以下の場合には著作権侵害とはならない。」(“**The making of a copy of a work, other than a computer program, by an individual does not infringe copyright in the work provided that the copy—**”)としています。その(c)号では、「直接的又は間接的に商業目的ではなくつくられた複製物である場合」(“**is made for ends which are neither directly nor indirectly commercial.**”)と規定していますので、メディア変換サービスは権利制限の対象とはされていません。

それから、イギリス法では70条にタイムシフト(放送をより都合のよい時に見又は聞くことを可能とすることのみを目的とした複製)のための録音録画に関する規定がありますが、複製場所が家庭の構内(in domestic remises)に限定されていますので、この規定でもメディア変換サービスが許容される余地はないと思われます。

#### ウ. ドイツ

ドイツでは限定的にメディア変換サービスを許容していますが、わが国で主張されているようなデジタル変換するサービスを権利制限の対象としているわけではありません。私的使用目的の複製に関するドイツ著作権及び著作隣接権法 53 条(1)項では、第三者に複製させることができるのは、無料（unentgeltlich）の場合か写真製版（Photomechanisch）又はそれに類似する方法で紙（Papier）又は紙類似の支持物に複製する場合だけで、その場合にも私的複製補償金の対象となります。

しかも 53 条 4 項では、書籍（Buch）や雑誌（Zeitschrift）の実質的に完全な複製は常に権限のある者の許諾を必要としています。

#### エ. フランス

フランス知的財産法典 L122-5 条 2 項では、私的複製に関する権利制限を定めていますが、複製する者（copiste）の私的使用（l'usage privé）に厳密に（strictement）当てられる（réservées）場合に限定されています。

したがって、複製する者の私的使用に当てられる場合ではないメディア変換サービスは権利制限の対象とはなっていないと思われます。

したがって、メディア変換サービスを権利制限の対象とすることは、比較法的にみても特異な権利制限となります。

#### (3) わが国の私的複製制度との整合性について

わが国の私的複製制度は、旧法下では、(1)発行する意思がないこと、(2)器械的又は化学的方法によらないこと、を要件として権利制限が定められていました（旧法 30 条 1 項 1 号）。現行法では、複製手段を問わないこととし、複製主体と複製目的と私的複製の要件で権利制限の範囲を限定しました。メディア変換サービスは、その要件のひとつである複製主体の拡大を主張するものです。

しかし、複製主体の限定を含む現行法 30 条 1 項柱書の要件は、「著作物が無断、無償で際限なく複製されていくことを抑えている」（斉藤博『概説著作権法』（一粒社、〔第三版〕、1996）155 頁）のです。立法過程の資料でも「業者が多数の依頼者の依頼に応じれば、個々の複製は依頼者の私的使用のためのものであっても、同一の著作物の同一箇所複製物が多数作成されることになる可能性が当然生ずる。」（国立国会図書館調査立法考査局『著作権法改正の諸問題 ―著作権法案を中心として―』（昭和四十五年）106 頁）として、複製主体限定の趣旨を説明しています。このような複製主体の限定は前述したように比較法的にみても妥当性を有するものです。

その後、平成 4 年改正法で私的録音録画補償金制度を導入し権利制限と著作権者等の利益とのバランスを取りました。これは複製技術の発達により、複製主体を複製する人

に限定しても、大量の複製が行われるようになったからです。

もっとも、過去にアナログ放送を VHS に録画した際にも、そして、これをデジタル変換して複製する（著作権法施行令 1 条 2 項及び 1 条の 2 第 2 項の特定機器・記録媒体に該当しそうですが）際にも、私的録画補償金の支払義務は履行されていません。

このように複製技術が発達した状況の中で、私的複製に関する権利制限の複製主体の要件を拡大することは、さらに複製量が増大することになります。

したがって、このような権利制限の拡大には、まったく正当性がないといわなければなりません。来期のご審議におかれましては、メディア変換サービスについて権利制限の対象としないよう要望いたします。

以上